【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年３月12日
【報告者の名称】	エプソントヨコム株式会社
【報告者の所在地】	東京都日野市日野421－８
【最寄りの連絡場所】	東京都日野市日野421－８
【電話番号】	(042)581-1707（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役Ａ＆Ｆ統括部長　滝澤 享
【縦覧に供する場所】	エプソントヨコム株式会社 （東京都日野市日野421－８） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称　セイコーエプソン株式会社
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目４番１号

２【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

３【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成21年３月11日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けにつき、賛同の意を表明する旨を決議いたしました。したがって、当社は、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

なお、当社の代表取締役の宮澤要は特別利害関係人に準じるものとして、上記取締役会における審議及び決議には参加しておりません。

また、上記取締役会の決議には、宮澤要及び当社の監査役のうち公開買付者の経営戦略本部副本部長の職にある社外監査役の橋爪薫を除く当社取締役及び監査役の全員が参加し、決議に参加した当社の取締役全員の一致で決議されております。さらに、上記取締役会に参加した監査役全員が、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、当社の発行済株式総数の66.69%（125,352,941株。なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）を保有し、当社を連結子会社としておりますが、このたび、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得する本公開買付けを実施いたします。

② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、「EPSON TOYOCOM」ブランドの水晶関連デバイスの製造・販売を主な事業とし、水晶デバイス業界でトップシェアを有する同業界のリーディングカンパニーとして、連結子会社７社と共にグローバルに事業展開し、公開買付者グループの水晶関連デバイスの事業主体としての役割を担っております。

当社は、明治24年に吉村商会として通信機器類の製造販売として創業し、昭和13年に通信機器および水晶デバイス機器の製造販売を行なう東洋通信機株式会社として設立されました。その後、戦後の経済発展と共に官需主体の通信機器関連ビジネスで成長し、昭和36年に東京証券取引所第二部に上場、昭和46年には東京証券取引所第一部に指定され、販売対象を民間にも広げ、券売機事業にも進出して、通信機器事業並びに水晶デバイス事業の拡大に努めてまいりました。しかしながら当社は、平成12年前後のＩＴバブル崩壊に伴い業績が低迷し、その事業構造改革の一環として、平成16年に防衛事業及び無線機器事業を、平成17年に券売機事業等を分離、譲渡し、水晶デバイス事業専業の会社となりました。その後当社は、水晶デバイス事業を強化し業界のリーディングカンパニーとなるべく、平成17年10月に公開買付者から分社化された水晶デバイス事業と分社型吸収分割により事業を統合し、エプソントヨコム株式会社に社名を変更して公開買付者の連結子会社となり、現在に至っています。しかしながら、平成20年後半米国のサブプライム問題に端を発した金融危機による未曾有の世界経済の混乱の影響を受け、業績の建て直しと将来の成長に向けた更なる事業基盤の強化が急務になっています。

この点、現在の公開買付者グループ（公開買付者並びに公開買付者の連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。）を取り巻く事業環境につきましては、デジタル化の進展による参入障壁の低下がもたらした競争激化や、商品・技術の成熟化により差別化がますます困難になるなかで、熾烈な価格競争あるいは商品の短サイクル化などが進行し、さらに平成20年後半より前述の深刻な世界経済の混乱が追い討ちをかけ、非常に厳しい状況にあり、当社同様業績の建て直しとデバイス事業全体の構造改革が急務となっています。公開買付者からは、このような厳しい事業環境を勝ち抜き、公開買付者グループが今後の更なる成長を実現するためには、グループ経営戦略に沿った迅速かつ的確な意思決定とその実行によって、グループ経営体質を強化していくことが必要不可欠であり、公開買付者は、水晶デバイス業界でトップシェアを有する当社の水晶デバイス事業を、公開買付者グループのデバイス事業の今後の核として、公開買付者の半導体事業との連携を強化し、半導体事業の持つシステム力を活用しながら、独創のマイクロセンシングテクノロジーをコアとして、センサーをはじめとする多様な水晶関連デバイスのアプリケーションを活かし入出力機器まで視野に入れたモジュールビジネスを展開する意向である、との説明を受けております。

一方、当社をとりまく事業環境につきましては、今後中長期的にはデジタル機器市場の拡大及びそれらの機器の多機能化に伴う水晶関連デバイス需要の増加が見込まれるものの、短期的には為替や世界経済の動向の不透明感、原材料価格の変動、製品価格競争の激化など、引き続き予断を許さない状況が続くことが予想され、超小型と高精度の両立が要求される市場動向のもと、当社の強みとするフォトエッチング加工などの微細加工技術による超小型、高精度、高品質かつコスト競争力のある製品の製品力を一層強化することが不可欠となっています。更に、当社においては、携帯電話関連ビジネスに依存する体質から脱却し、今後市場拡大が見込めるセンサーモジュール等を中心に多彩なアプリケーションを展開して、今後想定される水晶デバイス業界再編の後においてもリーディングカンパニーとしての地位を維持、強化していくことが必要であり、また、顧客への供給責任と生産リスクの分散を視野にいれたグローバルな生産体制を実現すべく、適切な設備投資を行うとともに各生産拠点の役割に応じたリソースの再配置による生産の効率化を推進することも必要です。

このような事業環境のもと、当社は、現在の事業形態で当社グループ（当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社をいいます。）が独自に技術力や商品開発力、生産性を高めるには限界があり、当社が公開買付者の完全子会社となることによって、当社グループは、公開買付者グループ内において、より柔軟かつ機動的に事業基盤を強化するとともに、安定的な事業運営に専念することができ、上記のような更なる技術・商品開発及び適時・適切な設備投資とリソースの再配置による生産の効率性向上を実現し、最終的には当社の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供する好機になるものと考えております。

なお、公開買付者からは、公開買付者は、当社の完全子会社化後も、当社の従業員及びブランド等について維持継続する方針であり、当社の完全子会社化を完了した後は、当社グループが公開買付者グループの半導体事業との連携強化を図って開発力、商品力を強化するとともに、技術、ノウハウ、生産設備、生産方式などの経営資源を有効活用することにより、シナジーを実現しより効率的かつ機動的な事業オペレーション体制を構築できるよう、当社の経営を行うとの説明を受けております。これらの施策は、当社グループの事業体質及び経営基盤の強化を行ない、当社グループの企業価値の最大化を図るうえでも、大きな役割を果たしうるものと考えられます。

以上の経緯を踏まえ、当社は、公開買付者から当社に対し、本公開買付け及び下記(5）の「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の方法により公開買付者が当社を完全子会社化することの提案がなされたことを受けて、当社及び公開買付者双方において、慎重に協議、交渉及び検討を重ねた後、当社は、本公開買付けにつき賛同の意を表明する旨を決定いたしました。当社は、当社取締役を交渉担当者とする複数回の面談等により、公開買付者との協議及び交渉を行ってまいりました。公開買付者との協議及び交渉においては、当社の交渉担当者である当社取締役３名のうち１名は、公開買付者の出身者でありますが、現在公開買付者の役職員ではなく、かつ現時点において将来公開買付者の役職員となる予定はありません。また、当該取締役のうち１名は、現在公開買付者の従業員であります。なお、当社が意思決定の公正性を担保するために採用している措置については、下記(3）をご参照下さい。

また、公開買付者からは、当社の完全子会社化後も、当社グループを含めた公開買付者グループ内における経営資源の最適配分及びそれによる公開買付者グループ全体の企業価値の最大化の観点から、公開買付者グループと当社グループとのさらなる関係強化を図りつつ、公開買付者グループ内外における再編を含むあらゆる可能性も視野に入れ、その時々における最善の施策を継続的に検討し、実施していくとの説明を受けております。当社としても、更に今後の水晶デバイス業界における合従連衡も想定しながら、業界のNO.１ポジションを確固たるものにし、当社グループの水晶デバイス事業を含む当社グループの事業の基盤を強化していく予定であり、これを実現するためには、当社グループと公開買付者グループの経営資源をより緊密に連携させることが必要と考えております。当社としては、このように、当社グループの事業体質及び経営基盤の強化を行ない、当社グループひいては公開買付者グループ全体の企業価値の最大化を図るという観点から、公開買付者が当社の完全子会社化を実現するために実施する本公開買付けは、当社にとっても最善であると判断しました。

(3）買付価格の公正性を担保するための措置

① 公開買付者における買付価格決定のプロセス

公開買付者からは、公開買付者が、本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の公正性を担保することを目的として、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ」といいます。）から平成21年３月11日に提出された株式価値算定書を参考にしたとの説明を受けております（なお、公開買付者は、メリルリンチからは一定の前提条件のもとに買付価格の公開買付者にとっての公正性に関する意見を取得しております。）。メリルリンチは、当社の市場株価の動向及び業績の内容や予想等を勘案し、市場株価平均法、類似上場企業比較法、ディスカウンテッド・キャッシュフロー（以下「ＤＣＦ」といいます。）法の各手法を用いて当社の株式価値を算定しております。それぞれの手法によって算定された当社の普通株式１株当たりの価値の範囲は、市場株価平均法では157円から193円、類似上場企業比較法では194円から295円、ＤＣＦ法では238円から363円であります。買付価格である１株当たり285円は、公開買付者が、以上の算定結果のうち、当社の将来の収益力を反映したＤＣＦ法によ

る算定結果を重視し、かかる算定結果の範囲を参考として、当社の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、本公開買付けが公開買付者の１株当たり利益に与える影響、当社による本公開買付けへの賛同の可否、当社に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、更に当社との協議、交渉結果等も踏まえ慎重に検討を進めた結果決定したものです。なお、本公開買付けの買付価格は、東京証券取引所における当社の普通株式の平成21年３月10日（以下「直近日」といいます。）の終値の157円に対して81.53%（小数点以下第三位を四捨五入）、直近日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値156円（小数点以下第三位を四捨五入）に対して、82.69%（小数点以下第三位を四捨五入）、直近日までの過去３ヶ月間の終値の単純平均値165円（小数点以下第三位を四捨五入）に対して、72.73%（小数点以下第三位を四捨五入）、直近日までの過去６ヶ月間の終値の単純平均値189円（小数点以下第三位を四捨五入）に対して、50.79%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当します。

② 独立した第三者機関からの株式価値算定書及び買付価格の公正性に関する意見を取得

一方、当社においては、公開買付者が当社の親会社であることから、当社の他の株主に対して提示する買付価格その他の条件についてその公正性を担保することを目的として、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるＰｗＣアドバイザリー株式会社（以下「ＰｗＣ」といいます。）から、平成21年３月11日に株式価値算定書及び一定の前提条件のもとに買付価格が当社の株主にとり財務的見地から公正である旨の意見書を取得し、これらを参考に買付価格の妥当性を検証しました。

第三者算定機関であるＰｗＣは、当社経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。株式価値算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価基準方式、類似会社比準方式及びＤＣＦ方式を用いて、当社の株式価値分析を行いました。ＰｗＣが各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。

（一） 市場株価基準方式は、当社の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、平成21年３月10日を評価基準日とし、当社株式の東京証券取引所における直近１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間並びに当社が「業績予想の修正に関するお知らせ」と題する適時開示を行った平成21年１月29日の翌日から同年３月10日までの期間の終値平均値及び出来高加重平均値を分析した上で、当社の１株当たりの株式価値を156円から196円と算定しております。

（二） 類似会社比準方式は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価基準方式と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しております。類似会社比準方式では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、当社の１株当たりの株式価値を130円から159円と算定しております。

（三） ＤＣＦ方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。ＤＣＦ方式では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、当社の１株当たりの株式価値を249円から327円と算定しております。

当社は、ＰｗＣより、上記の各分析手法による分析結果の意味するところの説明を受けております。また、当社は、ＰｗＣより、以下の補足説明を受けております。（ｉ）ＰｗＣは、株式価値算定書及び意見書の提出並びにその基礎となる分析の実施に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。（ii）ＰｗＣは、当社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。（iii）ＰｗＣは、当社の財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。（iv）ＰｗＣは、当社の支払能力又は資金繰りに関する事項についての評価は行っておりません。（ｖ）ＰｗＣの株式価値算定書は、平成21年３月10日現在までの上記情報等を反映したものであります。（vi）ＰｗＣは、当社の本公開買付けに関する経営判断の妥当性に関して意見を表明するものではなく、本公開買付けを支持し、又は当社の株主が本公開買付けへ応募することを推奨するものでもありません。（vii）ＰｗＣは、本公開買付けの発表後又は完了後に取引される当社株式の価格について何ら意見を表明するものではありません。

なお、ＰｗＣは、当社の関連当事者には該当しません。

当社は、本公開買付けの買付価格について、上記の株式価値算定書及び買付価格の公正性に関する意見書を参考の上、公開買付者との協議内容や本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付けの買付価格が、市場株価基準方式及び類似会社比準方式により分析された当社１株当たり株式価値の上限を大幅に超過していることや、ＤＣＦ方式により分析された当社１株当たり株式価値の中ほどに位置する価格であること、本公開買付けの実態等を総合的に勘案して、平成21年３月11日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件は妥当であり、公開買付者以外の当社の株主に対

して合理的な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、決議に参加した取締役の全員一致で、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨を決議いたしました。また、上記取締役会に参加したいずれの監査役も、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

③ 価格の適正性を確保する客観的状況

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を比較的長期間である30営業日に設定することにより、他の買付者による買付けの機会を確保するとともに、当社の株主に対して本公開買付けの応募の適切な判断機会を提供しております。また、公開買付者と当社との間で、当社株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておりません。このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの買付価格の適正性を客観的にも担保しています。

(4) 利益相反を回避するための措置

① 独立した第三者機関からの算定書及び買付価格の公正性に関する意見書を取得

公開買付者と公開買付者の連結子会社である当社との間の利益相反を回避するための措置として、上記(3) 記載のとおり、公開買付者と当社はそれぞれ別個に、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関から株式価値算定書及び買付価格の公正性に関する意見書を取得し、それを参考に公開買付者は本公開買付けの買付価格を決定し、当社は本公開買付けに対する賛同等に関する判断をしております。

② 独立委員会の設置

また、平成21年２月26日開催の取締役会決議により、当社は、公開買付者と公開買付者の連結子会社である当社との間の利益相反を回避するための措置として、以下の措置を採っております。

即ち、当社の取締役会は本公開買付けに対する意見表明にかかる決議をするにあたり、当社の取締役会を構成する取締役及び監査役の多数が公開買付者の従業員又は元従業員であるという事情に鑑みて、当社のリーガルアドバイザーである柳田野村法律事務所から意思決定方法について助言を受け、平成21年２月26日開催の取締役会において、本公開買付けの手続きの公正さ、透明性及び客観性を高めるべく、公開買付者及び当社から客観的かつ実質的に独立している社外有識者として、高巌氏（麗澤大学大学院国際経済研究科教授、京都大学経営管理大学院客員教授）、金井高志氏（弁護士、フランテック法律事務所代表）及び廣渡嘉秀氏（公認会計士、株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング代表取締役）の３名から構成される独立委員会を設置し、本公開買付けの是非等を諮問する決議を行いました。

独立委員会は、複数回にわたって開催され、上記諮問事項についての審議を行うとともに、かかる審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、当社取締役らから本公開買付けによって実現ないし向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等につき説明を受け、当社取締役会より提出を受けた本公開買付けに関連する資料を精査するとともに、公開買付者の本公開買付けに係る担当者やＰｗＣの本公開買付けに係る担当者に対する質疑応答を経て、本公開買付けの是非及び条件につき慎重に審議した結果、平成21年３月９日に、当社取締役会に対して、当社取締役会より提出を受けた本公開買付けに関連する資料等を前提とすれば、本公開買付け及びこれに続いて行われる本株式交換（下記(5) に定義されます。）については、これらが当社の企業価値の向上に資すると判断することは合理的であり、公正な手続を通じて株主利益への配慮がなされており、かつ本公開買付けの買付価格は公正と認められるとして、本公開買付けに対して賛同意見を表明することが合理的である旨の答申を行うことを決議いたしました。

③ 当社取締役会に参加した取締役及び監査役全員の承認ないし賛成

本公開買付けに関連して開催された当社取締役会においては、当社の代表取締役である宮澤要は公開買付者の業務執行役員であり、構造的に利益相反状態にあることに鑑みて、本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。また、当社の社外監査役である橋爪薫は、公開買付者の経営戦略本部副本部長の職にあり、同様に構造的に利益相反状態にあることに鑑みて、上記取締役会に参加しておりません。他方、当社は、第三者算定機関であるＰｗＣより取得した株式価値算定書及び買付価格の公正性に関する意見書を参考に、独立委員会の答申を最大限尊重しつつ、本公開買付けの是非及び条件について慎重に検討した結果、平成21年３月11日開催の当社取締役会には宮澤要以外の当社の取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で賛同の意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを勧めることを決議いたしました。さらに、上記の取締役会に参加した監査役は、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社は、当社のリーガルアドバイザーである柳田野村法律事務所から当社の意思決定の公正性の担保について必要な法的助言を得ております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行います。

上記(2) 記載のとおり、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図しておりますが、本公開買付けにより公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除いた当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合、本公開買付け後に、当社との間で、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、当社の株主に対して当社株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、当社の発行済株式の全てを取得することを予定しております。本株式交換においては、当社の株主（但し、公開買付者を除きます。）が所有する当社株式の対価として公開買付者の株式を交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった当社株式を含む当社の全株式（ただし、公開買付者が保有している当社株式を除きます。）は全て公開買付者の株式と交換され、公開買付者の株式１株以上を割り当てられた当社の株主は、公開買付者の株主になります。なお、当社は、公開買付者から、本株式交換を、会社法第796条第３項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認決議を経ずに実施する予定との説明を受けています。また、当社は、本株式交換について、会社法第784条第１項に定める略式株式交換により、当社における株主総会の承認決議を経ずに実施する可能性があります。

なお、公開買付者が、本公開買付けによる買付けの結果当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）のうち90%以上の株式を所有することとなり、当社が略式株式交換の方法により本株式交換を行う場合は、本株式交換について効力発生日は平成21年６月１日（予定）となり、当社が略式株式交換の方法によらずに本株式交換を行う場合は、本株式交換について効力発生日は平成21年８月１日（予定）となり、また、本株式交換における株式交換比率は、公開買付者と当社それぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に公開買付者と当社とが協議の上で決定いたします。現時点では、本株式交換により当社の株主が受け取る対価（公開買付者の株式。但し、公開買付者の１株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。以下同じです。）を決定するに際しての当社株式の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付けの当社株式の買付価格と同一の価格を基準にすることを予定しておりますが、本公開買付けの終了後本株式交換契約の締結までの間に当社の財政状態及び業績の重大な変動等の特段の事情が生じた場合には、本公開買付けの買付価格と異なる価格が基準とされる可能性があります。

本株式交換については、本株式交換に反対する当社の株主が会社法第785条その他関連法令の定めに従い、当社に対して株式買取請求権を有する場合がありますが、株式買取請求権を行使した場合の１株当たりの買取価格は、最終的に裁判所の判断に依拠するものであるため、本公開買付けの買付価格又は本株式交換に際して当社の株主の皆様がお受け取りになられる対価の経済的価値とは異なる可能性があります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求にかかる税務上の取扱い等については、当社の株主の皆様が、自らの責任において、各自の税務アドバイザー等にご確認いただきますようお願いいたします。

本株式交換手続の具体的な日程等の詳細につきましては、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、平成21年３月11日付け当社の「平成21年３月期 期末配当予想の修正に関するお知らせ」と題する適時開示のとおり、当社は、平成21年３月11日開催の取締役会において、平成21年３月末日を基準日とする期末配当を実施しない旨を併せて決議いたしました。

(6) 当社株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社株式は、現在、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株式の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者が、本公開買付け終了後に、上記(5) （本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について））に記載する手続に従って、当社の発行済株式総数（当社の自己株式を除きます。）の全てを所有することが予定されておりますので、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止になる見込みです。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなり、当社の株式を売却することが困難になることが予想されます。

(7) 上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

公開買付者による当社の完全子会社化は、前述したとおり、当社グループの事業体質及び経営基盤の強化を行ない、当社グループひいては公開買付者グループ全体の企業価値を最大化するという観点から、当社にとっても最良であると考えており、当社は、公開買付者が当社の完全子会社化を実現するために実施する本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することをお勧めいたします。

本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けの近時の市場価値よりも有利な価格にてその保有する株式を売却する機会を提供するものです。なお、本公開買付けの買付価格は、東京証券取引所における当社の普通株式の直近日の終値の157円に対して81.53%（小数点以下第三位を四捨五入）、直近日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値156円（小数点以下第三位を四捨五入）に対して、82.69%（小数点以下第三位を四捨五入）、直近日までの過去３ヶ月間の終値の単純平均値165円（小数点以下第三位を四捨五入）に対して、72.73%（小数点以下第三位を四捨五入）、直近日までの過去６ヶ月間の終値の単純平均値189円（小数点以下第三位を四捨五入）に対して、50.79%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当します。

上記(6）で述べたとおり、本公開買付けにおいては、買付け等を行う株式の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付け終了後に、上記(5）（本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について））に記載する手続に従って、公開買付者が、当社の発行済株式総数（当社の自己株式を除きます。）の全てを所有することが予定されておりますので、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止になる見込みです。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなり、当社の株式を売却することが困難になることが予想されます。

公開買付者は、当社の少数株主の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、上記(5）（本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について））に記載の方法により、公開買付者を除く当社株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、当社の完全子会社化を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けにより公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除いた当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合、本公開買付け後に、本株式交換を行うことにより、当社の株主に対して当社株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、当社の発行済株式の全てを取得することを予定しております。本株式交換においては、当社の株主（但し、公開買付者を除きます。）が所有する当社株式の対価として公開買付者の株式を交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった当社株式を含む当社の全株式（ただし、公開買付者が保有している当社株式を除きます。）は全て公開買付者の株式と交換され、公開買付者の株式１株以上を割り当てられた当社の株主は、公開買付者の株主になります。

なお、本株式交換における株式交換比率は、公開買付者と当社それぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に公開買付者と当社とが協議の上で決定いたします。現時点では、本株式交換により当社の株主が受け取る対価を決定するに際しての当社株式の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付けの当社株式の買付価格と同一の価格を基準にすることを予定しておりますが、本公開買付けの終了後本株式交換契約の締結までの間に当社の財政状態及び業績の重大な変動等の特段の事情が生じた場合には、本公開買付けの買付価格と異なる価格が基準とされる可能性があります。

また、本株式交換については、本株式交換に反対する当社の株主が会社法第785条その他関連法令の定めに従い、当社に対して株式買取請求権を有する場合がありますが、株式買取請求権を行使した場合の１株当たりの買取価格は、最終的に裁判所の判断に依拠するものであるため、本公開買付けの買付価格又は本株式交換に際して当社の株主の皆様がお受け取りになられる対価の経済的価値とは異なる可能性があります。

(8）公開買付者と当社の株主との間における公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

４【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	所有株式数（株）	議決権数（個）
加々美 健雄	取締役会長	4,000	4
宮澤 要	代表取締役社長	4,000	4
大槻 正博	常務取締役	1,000	1
田中 良明	常務取締役	―	―
滝澤 享	常務取締役	―	―
林 睦夫	常務取締役	―	―
北村 政幸	取締役	―	―
伊東 紀夫	取締役	―	―
喜多 勝彦	監査役（常勤）	―	―
志賀 敬	監査役（常勤）	1,000	1
橋爪 薫	監査役	―	―
計	―	10,000	10

（注１）所有株式数及び議決権数は提出日現在のものです。
（注２）監査役喜多勝彦及び橋爪薫は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

５【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

６【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

７【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

８【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。